

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成17年10月6日(2005.10.6)

【公開番号】特開2004-15775(P2004-15775A)

【公開日】平成16年1月15日(2004.1.15)

【年通号数】公開・登録公報2004-002

【出願番号】特願2002-170828(P2002-170828)

【国際特許分類第7版】

H 0 4 N 1/00

G 0 6 F 3/12

H 0 4 N 1/32

【F I】

H 0 4 N 1/00 1 0 7 Z

G 0 6 F 3/12 A

H 0 4 N 1/32 Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年5月18日(2005.5.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記憶されている性能に従った性能を有する画像データを、性能要求と共に送出する画像データ送出装置と、

上記画像データ送出装置が送出した画像データを受信して蓄積すると共に、画像データに性能要求が伴うときに、性能の内容を定めて返信して上記画像データ送出装置に記憶させる画像データ蓄積サーバと、

上記画像データ蓄積サーバに蓄積された画像データを読み出して印刷する印刷端末とを有することを特徴とする画像データ通信システム。

【請求項2】

上記画像データ蓄積サーバは、システム利用者との契約内容に従い、返信する性能の内容を定める第1の性能決定手段を有することを特徴とする請求項1に記載の画像データ通信システム。

【請求項3】

画像データ送出装置が送出した画像データを受信して蓄積すると共に、印刷端末からの印刷要求に伴い、蓄積している画像データを送出して印刷させる画像データ蓄積サーバにおいて、

受信した画像データに性能要求が伴うときに、性能の内容を定めて返信し、上記画像データ送出装置による次回以降の画像データの組立に反映させる性能処理手段を有することを特徴とする画像データ蓄積サーバ。

【請求項4】

上記性能処理手段として、システム利用者との契約内容に従い、返信する性能の内容を定める第1の性能決定手段を有することを特徴とする請求項3に記載の画像データ蓄積サーバ。

【請求項5】

画像データ送出装置が送出した画像データを添付ファイルとした電子メールを受信して

画像データを蓄積すると共に、印刷端末からの印刷要求に伴い、蓄積している画像データを送出して印刷させる画像データ蓄積サーバにおいて、

到来した電子メールの送信元装置が所定の装置であることを確認して所定の処理を行う送信元装置確認手段を有することを特徴とする画像データ蓄積サーバ。

【請求項 6】

上記送信元装置確認手段として、電子メールヘッダに予め定めている文字列が含まれるか否かで送信元装置が所定の装置であるか否かを判別する第1の確認手段を有することを特徴とする請求項5に記載の画像データ蓄積サーバ。

【請求項 7】

上記送信元装置確認手段として、電子メールが業界規格を充足しているか否かで送信元装置が所定の装置であるか否かを判別する第2の確認手段を有することを特徴とする請求項5又は6に記載の画像データ蓄積サーバ。

【請求項 8】

上記送信元装置確認手段として、電子メールに添付されている画像データのファイル形式に基づいて送信元装置が所定の装置であるか否かを判別する第3の確認手段を有することを特徴とする請求項5～7のいずれかに記載の画像データ蓄積サーバ。

【請求項 9】

上記送信元装置確認手段として、電子メール本文に予め定めている文字列が含まれるか否かで送信元装置が所定の装置であるか否かを判別する第4の確認手段を有することを特徴とする請求項5～8のいずれかに記載の画像データ蓄積サーバ。